

# チャレンジ!! 組合士

組合の力をさらに伸ばすために!

## ●中小企業組合検定試験

平成28年度中小企業組合検定試験「組合運営第3問」より抜粋)

次の文章について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい。全部に○印又は×印のみを付けた場合は、無効解答とします。

1. 事業協同組合の組合員は個人、法人を問わず事業者でなければならない。
2. 組合の実施する経済事業と非経済事業は法律で明確に区分されている。
3. 共同生産・加工事業において、施設を効率的に稼働させるためには、受注・委託が断絶することなく一定量が確保され、継続操業を行えるよう計画する必要がある。
4. 役員報酬は、理事会において理事と監事を区分して承認を得なければならない。
5. 代表理事は、組合業務執行の最高責任者であり、組合業務を統括するため、必ず組合員の中から選ばなければならない。また、日常業務を遂行する事務局責任者は、組合員以外の者があたることとなっている。

※回答は、9ページをご覧ください。

今年度の組合検定試験は、12月3日(日)に開催され、三重県からは、8名がチャレンジしました!!

### 組合運営 あれこれ Q&A

#### 脱退した組合員の持分受領書に対する印紙税について

##### Question

組合員が脱退し、出資金を受け取る際の受取受領書には印紙税法が適用されますか。

##### Answer

中協法第20条に定めるとおり、持分は組合員が脱退したときにその請求権を生ずるのであるから、持分受領のときは、既に組合員ではなく、したがって組合員たる特典は無くなり、持分受領書には印紙を貼付する必要があります。

#### 公正取引委員会への届出について

##### Question

中協法第7条第1項第1号に規定する中小企業者の規模を超え、数ヶ所に支店をもつ小売業者が、各支店所在地に存在する組合に加入する場合、公正取引委員会への届出は、本店所在地の組合のみでよいですか。

##### Answer

中協法第7条第3項の届出義務は、組合に対して課せられたものであり、組合員が他の組合に重複加入している場合には、それぞれ加入している組合に届出義務があります。